資料２

令和６年度
第1回 佐渡市脱炭素推進会議
温対法に基づく促進区域の設定について

佐渡市 Niigata Sado City

１．地域脱炭素化促進事業制度の趣旨及び必要性

地域脱炭素化促進事業制度は、再エネ事業者による**地域と共生する再エネ事業の導入を促進**するために改正温対法第二十一条第5項において定められた制度。

本制度において市町村は、国や都道府県が定める環境配慮等基準に基づく**「促進区域等」**を設定し、地域貢献や産業活性化等の要件を設けることにより、地域と共生する再エネ事業の導入を促進する。

佐渡市としても、脱炭素先行地域事業による公共施設の脱炭素化とあわせて、**民生部門等における脱炭素化を促進するため、**本制度を活用する。

2．地域脱炭素化促進事業制度の概要（環境省資料）

■ 地球温暖化対策推進法に基づき、市町村が、**再エネ促進区域**や再エネ事業に求める**環境保全・地域貢献の取組**を自らの計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組みが令和4年4月から施行。

■ **地域の合意形成**を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、**地域共生型の再エネを推進**。

制度全体のイメージ

国 都道府県

促進区域に係る全国一律の環境配慮基準の策定
促進区域に係る地域の自然的社会的条件に応じた環境配慮基準の策定

個別法令に基づく事業計画の確認

協議 / 同意

市町村：促進区域等の策定

市町村が、
住民や事業者等が参加する協議会を活用し、
- 再エネ事業に関する促進区域や、
- 再エネ事業に求める
  ・地域の環境保全のための取組
  ・地域の経済・社会の発展に資する取組

を自らの計画に位置づける。

※促進区域は、国や都道府県の基準に基づき定める。

地域資源である再エネの使い方や誘導したいエリアを、地域自らが議論

事業者：事業計画の作成

事業者は、
- 協議会における合意形成を図りつつ、
- 市町村の計画に適合するよう再エネ事業計画を作成し、認定の申請を行う。

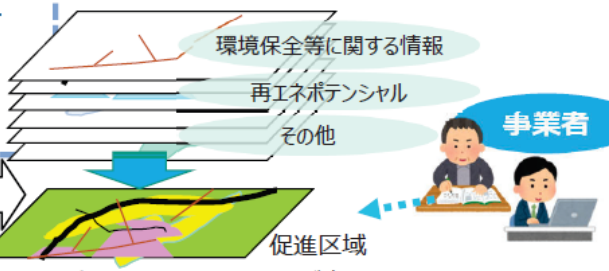

事業の予見可能性が向上
協議会の活用等により、合意形成がスムーズに

市町村：事業計画の認定

市町村は、事業計画の申請を受け、
- 事業者の代わりに国や都道府県に協議し、同意を得た上で、
- 市町村の計画に適合する、環境に適正に配慮し、地域に貢献する再エネ事業計画を認定。

※ 国・都道府県への協議は事業計画に関係法令の許可手続等を要する行為が記載されている場合のみ。この場合、認定事業は当該許可手続等が不要に（ワンストップ化の特例）。
※ 都道府県の基準に基づいて策定された促進区域内における認定事業は、アセス法の配慮書手続が不要に。

地域に役立つ再エネ事業を誘致

2．地域脱炭素化促進事業制度の概要（事業の流れ）

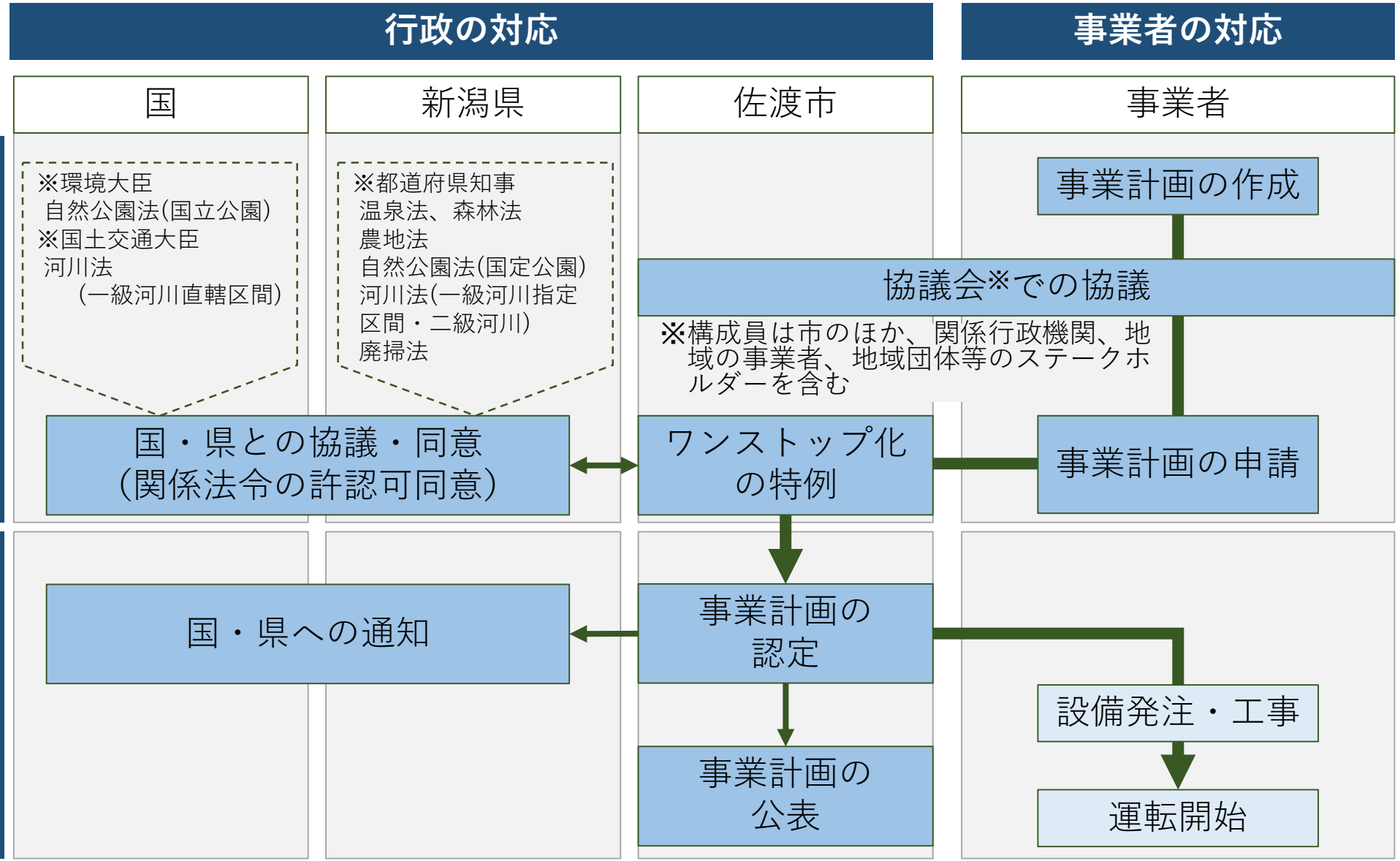

（地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編） p.108より作成）

3．地域脱炭素化促進事業制度における促進区域と再エネ種

○促進区域および再エネ種の設定方法

- 【区域】令和4年度に実施した以下のゾーニングの結果をベースとして設定する方針。
  - ➢ 国・県の法令やトキの分布等、環境的・社会的条件を考慮し、**再エネの導入に適さない地域を除外**
  - ➢ 日射量など、再エネ導入の**ポテンシャルのある地域を区域内に反映**
- 【再エネ種】ゾーニング結果をベースとしつつも、市の施策の方向性や、トキに代表される本市の貴重な生態系と環境保全への影響を考慮した上で、**風力発電のみ除外し、それ以外の再エネ種を幅広に対象**としたい。
  また、ゾーニング未実施の再エネ種についてもあわせて対象としたい。

3．地域脱炭素化促進事業制度における促進区域と再エネ種

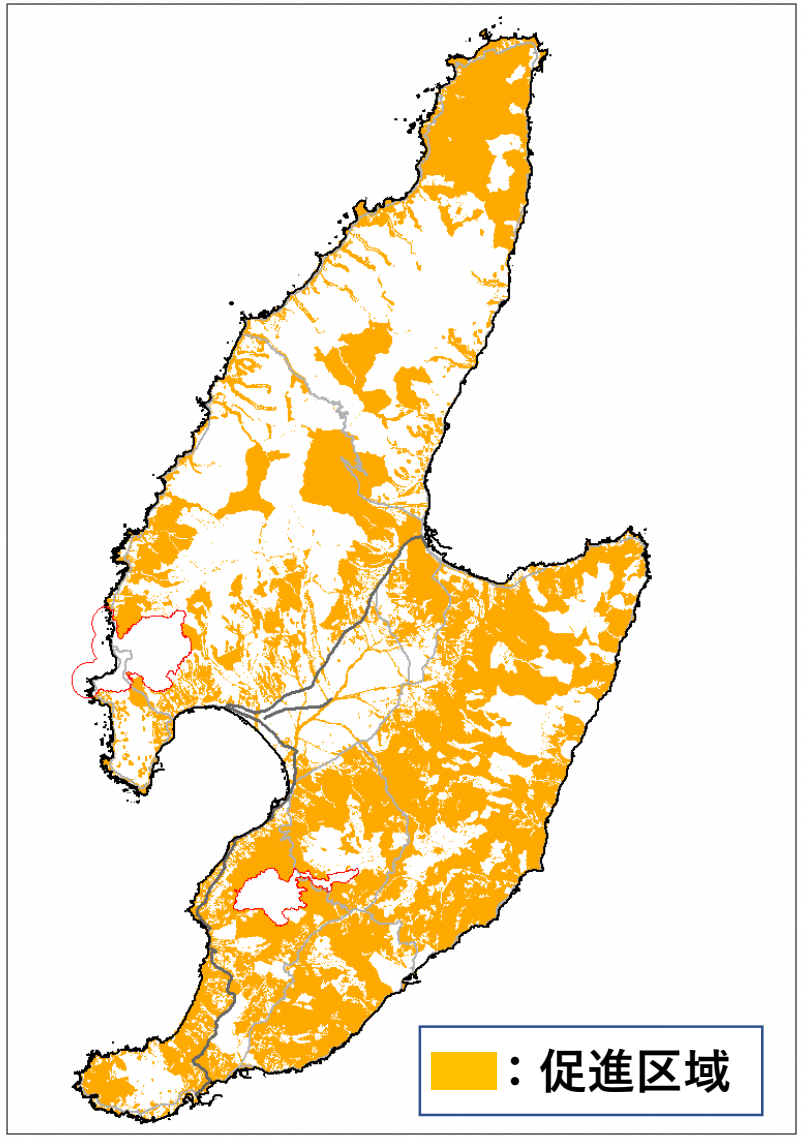

区域外（保全）となっているエリア
国指定鳥獣保護区：特別保護区
日本の地形レッドデータ
植生自然度図、特定植物群落、絶滅危惧種分布情報、巨樹・巨木群
重要湿地、干潟・藻場・サンゴ礁分布
都道府県立自然公園
保安林
砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、河川区域
緑地保全区域、重要文化的景観
国指定文化財等、選定文化財、都道府県指定文化財、世界遺産
農用地区域

ゾーニングマップを反映した促進区域イメージの例（太陽光）

3．地域脱炭素化促進事業制度における促進区域と再エネ種

	ゾーニング済み	ゾーニングなし
対象とする	• 太陽光 • 中小水力 • 木質バイオマス • 廃棄物バイオマス	• 地熱 • 地中熱 • 太陽熱 • その他再エネ
しない	• 陸上風力	• 洋上風力

地中熱等、「対象とする」かつ「ゾーニングなし」の再エネ種については、ゾーニングマップが存在せず、またマップを作ること自体が困難な部分もあるため、区域の指定をせず、事業について相談があった場合に都度判断する整理としたい。

３．地域脱炭素化促進事業制度における促進区域と再エネ種

◯その他

- 「促進区域」という名称が、あたかもその地域に再エネを導入する予定であるかのような**誤解を市民に与える可能性を鑑み、名称の変更**を検討したい。
  現行案：**地域貢献型再エネ振興エリア**
- 対象とする再エネ種については、この会議及び今後の部会や関係者調整を踏まえたうえで、変更の可能性がある。

４．設定までのスケジュール

◯9月
- 推進会議（今回）：内容の共有、検討

◯10月
- 庁内意見照会　・関係者ヒアリング
- ベストミックス部会（～1月の間のどこか）

◯12月
- 議会（委員会）への報告　※議決を諮るものではない

◯1月
- パブリックコメント実施（1か月程度）

◯2月～3月
- 第2回推進会議（パブコメ等フィードバックを反映し内容決定）

◯4月
- 施行